第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客様(第2条第8項に規定する個人のお客様に限ります。)が租税特別措置法(以下「法」といいます。)第9条の8に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第37条の14に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例(以下「特例」といいます。)の適用を受けるため、当会に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約および非課税累積投資契約(法第37条の14第5項第2号および第4号に規定されるものをいいます。以下同じ。)について、法第37条の14第5項第2号および第4号に定める要件および当会との権利義務関係を明確にするためのものです。

- 2 お客様が当会で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税累積投資契約」を締結されるには、それとは別に当会との間で「投資信託累積投資規定」「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」に基づく契約を締結いただくことが必要です。
- 3 お客様と当会の間における非課税口座における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定の定めるところによるものとします。この約款と、当会の「投資信託累積投資規定」「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」その他の当会が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、非課税適用確認書の交付申請書(法第37条の14第6項に定める申請書をいいます。以下同じ。)兼非課税口座開設届出書(法第37条の14第5項第1号に定めるものをいいます。以下同じ。)(以下「口座開設届出書等」といいます。)または非課税口座簡易開設届出書(非課税口座簡易開設届出書は累積投資勘定を設定する場合を除きます。)に必要事項を記載のうえ、署名押印し、それに当会の定める一定の書類を添付して、法第37条の14第5項第6号イ(2)(非課税管理勘定にかかる期間)および口(累積投資勘定にかかる期間)に定める勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に当会に提出するものとします。

なお、当会は、口座開設届出書等による場合は別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領のうえ、また、非課税口座簡易開設届出書による場合はすみやかに、非課税口座開設の手続きをし、当該非課税適用確認書については当会で保管します。

2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当 該非課税口座に非課税管理勘定(非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録 がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録 と区分して行うための勘定で、2014年から 2023 年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)または累積投資勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から 2037年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当会に非課税口座を開設しようとする場合には、当会所定の口座開設届出書等に、勘定廃止通知書(法第 37条の 14 第 5 項第 7号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10月 1日から開設しようとする年の 9月 30 日までに提出するものとします。

- 3 前二項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当会に非課税口座を再開設しようとする場合には、当会所定の口座開設届出書等に、非課税口座廃止通知書(法第37条の14第5項第8号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。
- 4 前三項の際、お客様には住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます、以下同じ。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
- 5 第1項の口座開設届出書等が、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年 10 月1日から 当該年中に提出され、当会が当該年の 12 月 31 日までに税務署より「非課税適用確認書」の 交付を受け、当会が申込みを承諾した場合には、提出された日の属する年の翌年1月1日に 当該勘定設定期間の非課税口座が開設されます。口座開設届出書等が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当会が税務署より「非課税適用確認書」の交付を受けた 日が各勘定設定期間の開始日以降である場合、または各勘定設定期間の開始日から当該勘定 設定期間の終了日の属する年の 9 月 30 日までの当会が定める日までの間に提出された場合 には、当会が税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領し、当会が申込みを承諾 した後に非課税口座が開設されます。口座開設届出書等が提出された日に非課税口座は開設 されません。
- 6 第2項または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下あ

わせて「廃止通知書」といいます。以下同じ。)の提出を受けた場合、当会は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。非課税口座は、当会が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当会が申込みを承諾した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当会がお客様から廃止通知書を受理し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当会が申込みを承諾した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。

- 7 すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定または累積投資勘定(第2項に定めるものをいいます。)を設定しようとする場合には、当該勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請書を提出するものとします。
- 8 当会または他の金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口 座簡易開設届出書を当会または他の金融商品取引業者等に提出することはできません。
- 9 口座開設届出書等または非課税適用確認書の交付申請書を当会または他の金融商品取引業者等に提出したお客様は、非課税口座簡易開設届出書を当会または他の金融商品取引業者等に提出することはできません。
- 10 お客様が第1項の規定により当会に提出された非課税口座簡易開設届出書が前二項の規定により当会に提出することができない場合に該当することが、法第37条の14第12項第2号に規定する、税務署からの当該事項の提供その他等により判明した場合には、第1条の規定によりお客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。
- 11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満 20歳以上である居住者のお客様に限ります。

第3条(非課税管理勘定の設定)

お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書または非課税口座簡易開設届出書に記載の非課税管理勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。

- 2 当会に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当会の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる前年 10 月1日からその年の9月30日までの間に、当会に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。
- 3 すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる非課税管 理勘定も当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間にかかる非課税適用

確認書の交付申請書その他当会の定める一定の書類を当会に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。

4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあっては非課税口座開設の日)において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当会にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)に設けられます。

第3条の2 (累積投資勘定の設定)

お客様が特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書または廃止通知書 に記載の累積投資勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。

- 2 前条第2項の規定は、当会に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理 勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられるこ とになっている場合または設けられていた場合において、当会の非課税口座に当該年分の累 積投資勘定を設けようとする場合に準用します。
- 3 前条第3項の規定は、すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定 期間にかかる累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用します。
- 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあっては非課税口座開設の日において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当会にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第4条(非課税管理勘定または累積投資勘定における処理)

非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の上場株式等(当会が取り扱う国内非 上場公募株式投資信託受益権に限ります。以下「株式投資信託」といいます。)の振替口座簿 への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。

2 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もし くは記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

第 5 条(金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止)

お客様が当会に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積 投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該 非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年 10 月 1 日からその年 の 9 月 30 日までの間に、当会に金融商品取引業者等変更届出書(法第 37 条の 14 第 18 項に 規定するものをいいます。以下同じ。)を提出するものとします。この場合、当該非課税管理 勘定または累積投資勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取 引業者等変更届出書を受理することができません。

- 2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品 取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が当会にすでに設 けられているときは、当該非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該金融商品取引業者等 変更届出書を受理したときに廃止されます。
- 3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。)においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当会に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項および第3条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。
- 4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当会はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。

第6条(非課税口座廃止届出書の提出)

お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書(法第37条の14第21項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出するものとします。

- 2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税 口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた株式投資信託については、第11 条に規定する配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。
- 3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとされているときは、当会はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

第7条(非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲)

当会は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託(当該非課税口座が開設されている当会の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で、①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第4項の規定に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(イの場合、購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額、ロの移管により受け入れる株式投資信託についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。第12条第2項において同じ。)の合計額が120万円(②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額)を超えないものイお客様が、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間

- に、当会で募集の取扱いにより取得した株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理 勘定に受け入れるもの
- ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定をいいます。)から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託(②に掲げるものを除きます。)
- ② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託
- ③ 当該非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得する もので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替 口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。

第7条の2 (累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲)

当会は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当会と締結した 累積投資契約(当会の「投資信託累積投資規定」「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」 に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託(法第37 条の14第1項第2号イおよび口に掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継 続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託にか かる委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、か つ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継 続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出 があった日までの間に取得をした株式投資信託で、①に掲げるものを除きます。)のみを受け 入れます。

- ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの
- ② 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- 2 前項の規定に基づき、つみたてNISAにより累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の 取引については、販売および解約にかかる手数料、並びに取引口座の管理、維持等にかかる 口座管理料はいただいておりません。
- 3 お客様が当会において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資 信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法 第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または内閣府告 示第 540 号第 5 条に規定する「対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当会の「投資信

託累積投資規定」「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

第8条 (譲渡の方法)

お客様は、非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載または記録が されている株式投資信託の譲渡については、当会に対して譲渡する方法(買取請求)または 当該譲渡にかかる金銭の交付が当会の本支店を経由して行われる方法(解約請求)により行 うものとします。

第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

非課税口座に設けられた非課税管理勘定はその設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。

- 2 前項にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。
- 3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。
 - ① お客様から当会に対して第7条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税 管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼 書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
 - ② お客様が当会に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当会に対して施行令第25条の13の第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
 - ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)

この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により累積投資勘定が 廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。
- 3 前二項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応 じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様が当会に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、 お客様から当会に対して施行令第25条の13の第8項第2号に規定する書類の提出があっ

た場合 一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第10条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

当会は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当会がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
- ② 当会からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当会に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座にかかる累積投資勘定に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条の2(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

お客様が当会に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている 勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当会に対し て「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

2 お客様が当会に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当会が別に定める期限までに、当会に対して「非課税口座異動届出書」をご提

出いただく必要があります(ただし、当該非課税口座異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託の受入れが行われていた場合には、当会は当該非課税口座異動届出書を受理することができません)。

第11条(非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等)

お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる収益分配金については、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払いを受けるもの(当会がその収益分配金の支払事務の取扱いをするものに限ります。)は、所得税および復興特別所得税ならびに住民税が課されません。

- 2 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税および復興特別所得税ならびに住民税が課されません。
- 3 お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過する日」と読み替えるものとします。
- 4 非課税管理勘定および累積投資勘定に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が 当該株式投資信託の所得税法第 33 条第 3 項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用 の額の合計額またはその譲渡にかかる必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得 税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。

第12条(非課税口座での取引である旨の申し出)

お客様が非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当会での募集の取扱いにより、第7条第1号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、当会に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第2項の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、非課税累積投資契約においては、当該各年の累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、40万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

2 前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当該120万円を超える部分の株式投資信託について、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定で受け入れようとする場合において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。)による株式投資信託の取得

により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が 40 万円を超える場合は、当該 40 万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。

3 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口 座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、 非 課税口座での取引である旨を申し出てください。

なお、お客様が当会の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合または複数の累積投資勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡します。

第13条(非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知)

お客様が、法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定または累積投資勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第7条第1号ロおよび第2号に規定する移管にかかるもの、第7条第3号または第7条の2第1項第2号によるものおよび特定口座への移管にかかるものを除きます。)をした場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当会は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者)に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第14条(非課税口座年間取引報告書の送付)

当会は、法第 37 条の 14 第 26 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非 課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。

第15条 (届出事項の変更)

口座開設届出書等の提出後に、当会に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2に規定されるものをいいます。)により当会に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

- 2 非課税口座を開設している当会の本支店の変更(移管)があったときは、施行令第25条の 13の2の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当会に提出するものとします。
- 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 第 27 項第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。

4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第25条の13の5の規定により、「非課税口 座開設者死亡届出書」を提出していただきます。

第16条(契約の解除)

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当会に対して、第6条第1項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日。
- ② 法第37条の14第27項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第29項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過日の属する年の12月31日)。
- ③ お客様が当会に対して、法第37条の14第27項第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日。
- ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日。
- ⑤ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日。
- ⑥ やむを得ない事由により、当会が解約を申し出たとき 当会が定める日。

第17条(免責事項)

お客様が第15条の変更手続きを怠ったこと、その他の当会の責めによらない事由により、 非課税口座にかかる税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当会はその責 めを負わないものとします。

> 以 上 2020年10月1日現在

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款にかかる期限 当会が別に定める期限

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款第 10 条の 2 に定める当会が 別に定める期限は次のとおりとします。

別に定める期限 毎年11月末まで